

(仮称)岡崎市手と心でつなぐ手話言語条例(案)の制定に対する意見と市の考え方

※いただいたご意見は趣旨を損なわない程度に要約しています。

No.	意見	市の考え方
全体		
<p>岡崎市の手話言語条例(案)は他市からの寄せ集めで、制定ありきの印象があります。来年4月に成立するようですが、1年足らずで成熟しないまま、性急かつ拙速な進め方に危惧を抱いております。</p> <p>10月23日、〇〇(市注:当事者団体名)は手話言語条例の学習会を開きました。出席者は20名位で、ろう者と手話サークルの聞こえる人の半々。みんなまだまだ理解できず、それに対する質問や意見はあまりにも少なかったのです。理解するまでにはやはり長い時間を要します。</p> <p>今やろう者も手話サークルも手話が当たり前の世代であり、ましてや岡崎市はじめ西三河地方は、他県に比べて自動車関連企業に恵まれており、その必要性がまだ感じられない地域です。だから条例化を目指す岡崎市と大きなギャップ(乖離)があります。</p> <p>まず手話言語条例とは何ぞや、その意味を基礎からコツコツと学ぶことです。何年もかかっていいから何回も学習会を開く必要があります。3年かかった他市もそうでした。他市に遅れて焦っているとは思いません。まだ知らない各地の方が多くいます。</p> <p>一握りの役員だけで障がい福祉課とたった3回のヒアリング会はダメ。急いでダメ。形だけ、絵に描いた餅はダメ。障がい福祉課の人を呼んで多くのみんながいる学習会や検討委員会でよく話し合うことです。みんながそうだ、そうだと言っていました。</p> <p>障がい福祉課はまず手話言語条例を作ってから、1年先は情報コミュニケーション条例だそうですが、別々するならば分かりにくくなります。2本柱で一緒にした方が密接な関連性があり、論理的で明快でしょう。</p> <p>とにかく、私は先ほどの学習会で手話言語条例に対する4つの意見を述べました。</p> <p>①手話言語条例そのものをみんなが理解して身につける。50~60年前に差別と偏見を体験した僕ら世代がわかっている。</p> <p>②パラリンピックが謳った多様性と共生社会は、豊田市の意思疎通と相互理解の条例とよく似ており、情報コミュニケーションを含めた条例の方がいいと考えるようになりました。中途難聴者・知的障害者・在外国人などを含めば、幅広く広まって認識しやすい。</p> <p>③歴史的プロセスから観れば、手話がもう当たり前の時代に、何故、今さら手話言語条例なのか？1981年の国際障害者年、2009年「手話は言語である」と全国で初めて判決した名古屋地方裁判所など。それぞれの時点に乗って出しておけばよかった。</p> <p>④日本国憲法や学習指導要領など、国の法律に「日本語は言語」はありません。日本語は水と空気のようなものです。その整合性はどうか？手話もわざわざ法律・条例にしなくても、日本語と同様にいつかは当たり前の言語かつ言葉にしたいと思えます。</p> <p>9月市議会だよりに手話言語条例の一般質問がありましたが、市の回答はどうも詭弁で意味になっていませんでした。雲を掴むような手話言語条例案は、形だけにならないようにしてほしいと思えます。</p> <p>とにかく、市内ろう者の市民一人一人が自覚して盛り上がり、誇りが持てるような名実ある手話言語・情報コミュニケーション条例にしたいと思えます。急がなくても何年もかかっていいから、みんながよく話し合っただけで完熟できるよう、再考をよろしくお願いします。</p> <p>「手話言語条例は理念法です。理念は現実化してこそ意味を成します」</p>	<p>手話言語条例については、当事者団体から継続して制定の要望を受けていたことや手話が言語であるという理解が普及されていない状況を踏まえ、速やかに条例を整備し必要な施策を市全体として取り組むべく制定の検討を進めました。当事者の方の理解が進んでいないとの御指摘については、今後も当事者団体と連携を図りながら、理解促進に努めていきます。</p> <p>また、ろう者にとって手話は、単なる意思伝達するための手段ではなく、音声言語と同じように文化的な社会生活を送るための基盤であることから、本条例を契機に、手話が言語であるという理解や、手話を使用しやすい環境の整備を図ったうえで、コミュニケーション条例の制定をはじめとした障がい特性に応じた様々なコミュニケーション手段の理解、利用促進及び普及啓発について、市の役割を検討していきたいと考えます。</p>	
2	<p>必要なことと考えます。今後はこの制定により、より良い岡崎市であることを願います。</p>	<p>御意見ありがとうございます。条例の目指すろう者とうろ者以外の者が共生することのできる地域社会の実現に取り組んでまいります。</p>

(仮称)岡崎市手と心でつなぐ手話言語条例(案)の制定に対する意見と市の考え方

※いただいたご意見は趣旨を損なわない程度に要約しています。

No.	意見	市の考え方
3	<p>【「手話言語条例」は「コミュニケーション条例」と同時に制定してください】の要望書を提出し、この思いは現在も変わりません。</p> <p>「コミュニケーションは、人と人をつなぐものであり、お互いの配慮や理解によって成り立っています。聴覚障害を持つ当事者は、全身を耳にして一生懸命に聞いています。手話だけで通じないとき、筆談や身振りを合わせたり、同じ口形の同音異義語が沢山あるので筆談をしたり、文章の前後で伝わるように話し方を配慮をする等、コミュニケーションをとるときは「トータルコミュニケーション」が一番だと考えます。</p> <p>前文には「手話を使って心と心でつながり、互いに支え合いながら安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を制定する。」と記されています。「手話言語条例」が必要ならば「コミュニケーション条例(仮称)」も必要です。</p> <p>厚生労働省カリキュラム準拠「要約筆記者養成講習会テキスト」には「文字は命綱」と記されています。「手話」と同じで「文字」がないと安心して暮らすことができる地域社会の実現となりません。</p> <p>高齢化社会における難聴者は増えています。手話ができないので「文字」が必要です。そしてコロナ禍でマスク社会となった今、筆談や音声認識等による「文字」がないとコミュニケーションがとれなくなりました。聞こえない人だけでなく多くの市民も大変苦悩しています。文字によるコミュニケーションはなくてはならないものです。</p> <p>県の「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」では、他の障がいのある人に対しても特性に応じたコミュニケーション手段をと記載されています。岡崎市でも相互に人格と個性を尊重し合うために、障がいの特性やそのコミュニケーション方法を理解することが、障害のある人と共に安心して暮らしやすい地域社会をつくる第一歩となります。市民が知ることで、本人が安心して暮らしやすくなる「コミュニケーション条例」の制定を早急に求めます。</p> <p>今回、急な動きの中で難聴・中途失聴者へのヒアリングが行われなかったことが大変残念でなりません。障害者権利条約には「私たちのことを私たち抜きで決めないで」のことがばがあります。それでも「手話言語条例」を先に制定されるならば、「コミュニケーション条例」制定時には「手話言語条例」と合わせた形で早急に制定してください。どうぞよろしくお願い致します。</p>	<p>本条例案の趣旨としては、手話が言語であることを広く知っていただき、互いに支え合い安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目指すものです。</p> <p>その背景には、ろう者にとって手話は、単なる意思伝達するための手段ではなく、音声言語と同じように文化的な社会生活を送るための基盤であることから、手話が言語であるという理解が進み、手話を使用しやすい環境の整備がされてこそ、コミュニケーション手段としても保障がなされるものと考えております。</p> <p>御意見にあるコミュニケーション条例の制定については、本条例を契機に、障がい特性に応じた様々なコミュニケーション手段の理解、利用促進及び普及啓発について、市の役割を検討していきたいと考えます。</p>
4	<p>手話言語条例案の内容に沿ったイラストを付けて下さい</p> <p>手話言語条例案(4)基本理念第3条の解説部分で、「ろう者は音声情報がないため、日本語を深く理解することに困難が伴い、文字の意味を正確に受け取ることや…」と述べられています。日々に活動のなかでこの一文は深く実感しています。</p> <p>このようなろう者の実態をふまえ、当サークル会員全員の意見として、添付したようなイラスト(他市条例資料)またはマンガを付け加えて条例を作成していただきたくお願い申し上げます。同時に、読み手の存在を意識した「かみ砕いた解説文」も付け加えていただけますようご提案いたします。</p>	<p>条例の広報・啓発や施策の実施の際にいただいた御意見を今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

(仮称)岡崎市手と心でつなぐ手話言語条例(案)の制定に対する意見と市の考え方

※いただいたご意見は趣旨を損なわない程度に要約しています。

No.	意見	市の考え方
(定義)第2条		
5	<p>「事業者」の定義を定めてください                      現行の手話言語条例案では、(3)定義第2条「ろう者」についてのみ定義されております。                      しかしながら、文中には事業者の役割など「事業者」という文言が書かれております。この、「事業者」という響きは「大企業」をイメージさせてしまう恐れはないでしょうか。手話言語条例では大企業はもちろん、すべての法人ならびにその他の団体や個人までも対象に含めるべきと考えております。読み手に誤解を与えぬように定義の項目に事業者の具体的な表現が必要なのではないかとご提案いたします。</p>	<p>「事業者」の定義について、法人の規模によって対象を限定するものではなく、また事業を行う個人や法人その他の団体を含むものと解されるため、条例において定義する必要はないものと考えます。                      条例の広報・啓発や施策の実施の際にいただいた御意見を今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>第2条 定義で                      ろう者を「手話を言語として日常生活または社会生活を営む聴覚障がい者をいう。」としたのは手話以外で日常会話をしている(筆談など)ろう者を排除することになりませんか？                      今後、すべての障がい者のコミュニケーションの権利を保障する条例に拡大してください。</p>	<p>「ろう者」の定義について、本条例で使用する用語について必要な定義を定めたものです。                      御意見にあるコミュニケーション条例の制定については、本条例を契機に、障がい特性に応じた様々なコミュニケーション手段の理解、利用促進及び普及啓発について、市の役割を検討していきたいと考えます。</p>
(基本理念)第3条		
7	<p>第3条 基本理念                      (3) 言語がろう者の意思疎通の権利であり、また、言語としての機能とするのであれば、外国語通訳者と同様のレベルで、庁内に手話のできる職員の配置を進めてください。</p>	<p>「手話通訳者その他の手話による意思疎通を支援する者の養成、派遣及び配置に関する施策」におけるご意見として、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
(施策の推進)第7条		
8	<p>聞こえる人からの歩み寄りや音声言語だけの社会が変わらない限りろう者と聴者との手話によるコミュニケーションは不可能です。                      それで貴殿の進めてみえる(8)施策の推進が最も重要になって来ます。                      そこで思うのが未来を担う子供達です                      子ども達の為に岡崎市立の小学校中学校に手話を学ぶ時間を導入していただけないでしょうか。                      今、小学校中学校では月に数度、朝の時間に父兄や地域の人たちが中心になり絵本の読み聞かせをやっています                      それと同じような仕組みで手話を学ぶ時間の導入は可能なのではないのでしょうか。                      又課外活動、社会学習でろう学校を訪問する。あるいは部活動で手話クラブを作ることを推進する等の施策を盛り込んでいただきたいと思います。                      頭脳も心身も共に柔軟な子どもたちへの教育は大変重要かと思えます</p>	<p>「手話が言語であることの啓発に関する施策」及び「手話を学び、又は獲得する機会の提供に関する施策」における御意見として、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
9	<p>第7条 施策の推進                      (4) 現在、公的な場所にかぎられている無料の通訳者の派遣を、ろう者の社会的活動を保障するためにも、拡大してください。</p>	<p>「手話通訳者その他の手話による意思疎通を支援する者の養成、派遣及び配置に関する施策」における御意見として、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>